

「第 12 次岩手県職業能力開発計画」策定要領

1 計画策定の趣旨

本県の職業能力開発の促進については、令和 4 年 3 月に、令和 8 年度を最終年度とした「第 11 次岩手県職業能力開発計画」を策定し、これに基づいて、経済社会の変化に対応し、労働者が職業生活の全期間にわたって職業能力の形成が図られるよう、労働者、事業主、行政等が相互に連携しながら取り組んできたところである。

本県の製造品出荷額は、令和 4 年度に初めて 3 兆円を突破し、令和 5 年度も更に増加するなど、本県の生産活動に明るい動きがみられる。一方で、賃金の伸びが物価上昇に追いつかず、物価上昇の継続が消費動向に影響を及ぼしている状況にあり、労働者一人ひとりの雇用の質や労働生産性の向上を通じて、本県経済全体の生産性向上および処遇の向上等につなげていくことが求められている。

また、AI をはじめとするデジタル技術の進展に伴い、産業構造の変化が急速に進むことを見込まれる中で、人材ニーズや働き方の変化に対応した職業能力開発施策の推進が求められている。

さらに、国における第 12 次職業能力開発基本計画案において、今後求められるスキルの変化に対応した戦略的な職業能力開発支援の推進、労働市場でのスキル等の見える化の促進、個人のキャリア形成と職業能力開発支援の充実、企業の職業能力開発への支援の充実、多様な労働者の能力発揮に向けた職業能力開発の推進、技能五輪国際大会を契機とした技能の振興、職業能力開発分野の国際連携・協力の推進等の職業能力開発施策を推進していく必要があるとしている。

このような状況において、本県における職業能力開発においても、これらの情勢の変化に的確に対応できる「第 12 次岩手県職業能力開発計画」（以下「計画」という。）を策定しようとするものである。

2 計画の性格

- (1) 計画は、職業能力開発促進法第7条第1項の規定に基づき、国の定める「第12次職業能力開発基本計画」に基づく計画とする。
- (2) 計画は、県における職業能力開発促進に関する中期的指針を示すものとする。
- (3) 計画は、企業及び関係団体等の自主的諸活動の誘導的役割を持つものとする。

3 計画の期間

計画の期間は、令和9年度を初年度とし、令和13年度を最終年度とする5年間とする。

4 計画に定める事項

計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 本県の労働力の需給の動向に関する事項
- (2) 職業能力開発の実施目標に関する事項
- (3) 職業能力開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

5 計画策定の基準

- (1) 計画の策定に当たっては、国、関係機関及び関係団体等との連絡調整を図り、審議会の意見を踏まえて策定するものとする。また、広く県民の意向の把握にも努めるものとする。

(2) 計画策定のスケジュール

ア 計画の答申は、令和8年11月頃を予定とする。

イ 答申に基づく計画の策定は、令和9年2月頃を予定とする。